

## 木材関連事業（木材製造業、木材卸売業、木材市場業など）を営む事業者が雇用する従業員に新型コロナウイルス感染症の患者が発生した時に、業務継続を図る際の基本的なポイントをまとめました。

（令和2年5月8日までの知見に基づき作成）

※「木材産業事業者の従業員に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」<[http://www.maff.go.jp/j/saigai/n\\_coronavirus/pdf/gl\\_mok.pdf](http://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/pdf/gl_mok.pdf)>

### 1 予防対策の徹底

厚生労働省等の情報に基づいて、**徹底した対策**をお願いします。

#### ○従業員に**感染予防策**を要請します。

- ①体温の測定と記録
- ②発熱などの症状がある場合、陽性とされた者との濃厚接触がある場合等は、所属長への連絡と自宅待機の徹底
- ③比較的軽い風邪の症状が4日以上続く（高齢者や基礎疾患がある方等の重症化しやすい方、妊婦の方は比較的軽い風邪の症状がある）場合等は、すぐに所属長に連絡のうえ、保健所に問い合わせ

#### ○事業者の**業態に応じて感染予防策**を行って下さい。

- ※マスクを着用する、人との間隔はできるだけ2メートルを目安に（最低1メートル）適切な距離を確保するよう努める、など。
- ※木材市場のせり場等の事業活動においては、体調がすぐれない方へ来社自粛をお願いするとともに、換気、人と人との間隔を適切にとる、など。

#### ○従業員から診断結果等の**報告を速やかに受ける体制を構築**して下さい。

#### ○手洗いなどの**感染予防策を徹底**して下さい。

- ①出勤時やトイレ使用後、工場・倉庫・事務所等への入場時の手洗い、手指の消毒
- ②マスクの着用、咳エチケットの徹底
- ③通常の清掃に加え、水と洗剤を用いて人がよく触れるところを拭き取り清掃

### 2 患者発生時の患者、濃厚接触者への対応

患者が発生した場合は保健所の指示に従い対応してください。

- 患者が確認された場合には、**保健所に報告し、対応について指導を受ける**とともに、**従業員に周知**して下さい。
- 保健所の調査に協力し、濃厚接触者の確定を受けます。
- 濃厚接触者**と確定された従業員には、**14日間出勤停止し、健康観察を実施**して下さい。
- 濃厚接触者と確定された従業員は、**発熱又は呼吸器症状**を呈した場合は、**保健所に連絡**し、行政検査を受検します。

### 3 施設設備等の消毒の実施

- 保健所の指示に従って**、感染者が勤務した区域<sup>※1</sup>の消毒を実施します。緊急を要し、自ら行う場合には、感染者が勤務した区域のうち、頻りに手指が触れる箇所<sup>※2</sup>を中心に、アルコール<sup>※3</sup>で拭き取り等を実施して下さい。

※1 工場、倉庫、事務所、休憩所等

※2 ドアノブ、スイッチ類、手すり等

※3 エタノール又はイソプロパノール(70%)(入手できない場合はエタノール(60%台))又は次亜塩素酸ナトリウム(0.05%以上)

### 4 事業の継続

通常の業務の継続が困難な場合には、生産、販売等の事業を維持・継続するため、以下の対応の準備をお願いします。

- 事業を継続するために必要となる人員、物的資源（マスク、手袋、消毒液等）等を把握して下さい。
- 情報共有体制、人員融通体制を検討・整備して下さい。
- 従業員の確保状況に応じた生産・販売等の事業規模について検討し、事業の継続体制を整備して下さい。

<従業員の確保状況による段階別の業務継続体制>

#### 第一段階

(業務の内容) 原則通常どおりの業務  
(人員体制) 早出・残業等で業務対応

#### 第二段階

(業務の内容) 生産体制や業務の縮小  
※小規模事業者にあつては業務全体の休止も含め判断  
(人員体制) 早出・残業等での業務対応  
他部門からの応援

木材産業事業者の従業員に新型コロナウイルス感染症の患者が発生した時の対応及び業務継続を図る際の基本的なポイントをお示ししました。林野庁は、皆さまの業務が継続できるように全面的に協力いたしますので、ガイドラインを参考に対応していただきますようよろしくお願いいたします。